



実践能力習得科 委託先募集



この訓練科は県内の企業、社会福祉法人、NPO法人等に委託し、その事業所の現場で、作業実習を行っていただくものです。

- 訓練の実施に対し委託料を支払います。
- 訓練生への賃金の支払いは必要ありません。
(交通費等の実費支給は差し支えありません)
- 訓練生の適性や能力を見極めることができ、有能な人材の確保ができます。

訓練目的

障がいのある方が、地域の多様な就労現場で職業訓練を受け、就労に必要な知識・技能を習得し、就職に繋げることを目的としています。

対象者

身体、知的又は精神障がい等のある方で、ハローワークに求職申込みを行い、入校までに受講指示等を受けた方

訓練期間

原則3ヶ月以内
訓練時間は月100時間が標準です。(下限60時間)
例)1日5時間×月20日=100時間

訓練中

産業技術専門校スタッフが随時事業所を訪問し、訓練状況の確認や事業所・訓練生への助言・サポートをさせていただきます。また、訓練中・通所途上のケガや訓練中に誤って人にケガをさせたり、物を壊した場合に備え、訓練生は「労働者災害補償保険」・「職業訓練生総合保険」に加入しますので、安心して訓練を行うことができます。

愛媛県立宇和島産業技術専門校
【電話】0895-22-3410
【FAX】0895-23-6550
【担当】松浦・小野



愛媛県ホームページ



愛媛県立産業技術専門校
公式SNS↓



最寄りのハローワークに求人申込み
産業技術専門校に障がい者委託訓練エントリーシートを提出

エントリーシートの提出については、産業技術専門校にご相談ください。

産業技術専門校が受講希望者とのマッチング調整

受講希望者と面接

訓練委託契約を締結

訓練開始



訓練生の雇用については、
訓練生の適性・能力を見て、判断していただけます。

—委託料について—

次のとおり訓練時間に応じた委託料(上限額)をお支払いします。

一月の訓練時間		80時間以上	70時間以上	60時間以上
一人あたりの委託料/月	大企業	60,000円	50,000円	40,000円
	中小企業	90,000円	81,000円	72,000円

※委託料は変更になる場合があります。